

第7回「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」 議事録概要

1. 日時：2025年12月1日（月）10:00-12:00

2. 場所：TKP 東京駅大手町カンファレンスセンター ホール22E／Teams会議
(ハイブリッド開催)

3. 出席者：

（委員）伊藤委員、上田委員、川原委員、桑田委員、佐々木委員、佐宗委員、佐藤委員、榎木委員、徳増委員、中尾委員、橋本委員、宮園委員、山越委員

（政府側）濱野内閣府事務局長、原内閣府審議官、錦内閣府参事官、下岡内閣府参事官、吉田内閣府企画官、米山国家安全保障局審議官、大川国家安全保障局参事官

4. 主な議題：

（1）座長挨拶

これまで何もなかったところに新たなルールを作るためのガイドラインを議論しており、基本的な方針を決めるとしても重要かつ難しい問題である。各国でも同様の取組が行われているが、一般的にはとても苦労している。我が国においては政府が柔軟に対応し、研究現場と話し合いつつ現場に即した形にしていただきたい。本日は最終局面に近い形で議論できることを嬉しく思う。本日の議論を通じて様々なことが決まっていくことになるため、忌憚のない議論をお願いしたい。

（2）研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（案）について：討議

座長から本日の会議の流れについて説明があり、事務局が説明した資料について討議が行われた。

討議における、有識者委員からの主なコメント（●有識者委員、⇒座長又は事務局）

- 共同研究機関の扱いについて、確認したい。P.19 (iii) に「研究代表機関は、共同研究機関について、デュー・デリジェンスを実施することが望ましい」と記載されており、このスタンスで良いと思う。一方で、P.20 (2) (i) に「共同研究機関は、Co-PI 及び当該共同研究機関に所属する研究参画者について、上記 (1) (i) に掲げる各事項に関する情報を自己申告させた上で確認し、デュー・デリジェンスを実施することが必要である」と書かれているが、「参画する」という情報が共同研究機関に伝わらなければ、このような対応には至らない。Co-PI が自らの所属機関である共同研究機関に、参画することの報告を怠るインシデントが多数発生して困っている。P.8 の図では、研究代表機関から共同研究機関に向かう線がないのは、DD は MUST ではないということを示しているのだと思うが、「研究代表機関が、研究参画者の氏名について、当該研究参画者の所属機関である研究機関に連絡する」ということを点線等で追記し、その旨の文言の記載もお願いしたい。

⇒別紙2「研究代表機関、共同研究機関、研究者向けリスト」の p.36において、「PI が Co-

PI や共同研究機関の参画者名を担当部署と共有したか」を確認するチェックリストを設けており、これをしっかりと履行いただければ、情報は PI から共同研究機関に伝達される想定である。必要であれば、この点を本文や図表にも追記する。

- PI からか研究代表機関からかという論点は重要である。PI からであれば早期に対応してもらえる一方、研究代表機関になると締切直前に提出され、対応できないことがあるため、ご提案のとおりでよいと思うが、本来は機関から機関へ連絡することが望ましいと考える。
⇒ 責任の所在の問題と理解している。個人に責任を負わせるのではなく、機関として責任を負うべき内容は機関に求める事項である。現場では、手続が面倒だと感じるかもしれないが、ルールとしては問題ない。Co-PI が機関に報告することは当然である。機関から機関に問い合わせ、あるいは報告を行う旨を図と文章の双方に明記する。
- 手順書の肝は、DD を特定の事案に対して行い、その結果を踏まえてリスク軽減措置を行うことである。P.21「3-4 リスク軽減措置」には、リスク軽減措置を検討して提案する主体は、研究機関であり、資金配分機関（FA）がその内容を確認するとのことが書かれている。ただ、FA や政府の支援がなければ、DD を行う機関が、何をどこまで実施してよいのか判断し、計画を立てるのは難しい。ケースが蓄積されれば対応可能になるかもしれないが、研究代表機関に委ねられていることは、実施する上でリスクがある。もう少し工夫の余地があると考える。
⇒ ご指摘の通りである。JST では研究機関と FA が相談しつつリスク軽減措置を定めており、その際には政府とも必要に応じて相談している。ただし、現実的な対応として現場から具体的な案を出してもらう必要があり、形式上は「確認する」としているものの、実際には研究機関と FA がやり取りしながら対応している。
⇒ P.16 の FA が行うべき事項をまとめた箇所に、リスク軽減措置について所管府省とともに確認し判断する旨の記載がある。FA は研究機関と実質的なやり取りを行う。
⇒ 現場に全てをお任せするようなケースが生じないよう、「FA と相談して決めていく」といった表現を加えるのがよいだろう。
- 参考図で構わないで、申請からリスク軽減措置までを時系列的にフロー図にしていただくと、関係性や、どの段階で機関がどこまで対応するのかが明確になる。
⇒ 担当者によって対応が異なることは手順書の方針に沿わないと、「しっかりと FA も汗をかく」という意味を込め、FA と研究機関が一緒に取り組むことを明記する。
- 研究者が最初に触れるのはアンケートである。「アンケート」という言葉が適切かどうか違和感があり、別の表現はないか。アンケートと言いつつ、あらかじめ「こう答えるとこういうことが起こる」といった見通しが示されていると良い。具体的に答えようとすると、参加者・研究参画者の定義も幅がある。例えば、時々意見交換をする程度でお金を受け取らないが、一緒に論文を書くかもしれないというような研究協力者に相当する者をどう扱うのか等、判断が難しい。基本方針を定めた上で、走りながら整備していくことになるのかもしれないが、アンケートの設計が現場に受け入れられるかどうかは重要な要素だと思う。
⇒ 「アンケート」という文言に、当方も違和感を覚えていた。アンケートと記載すると回答責任が

ないように受け取られかねないが、実際には非常に重要である。国際的に、「Questionnaire」という言葉が用いられており、それを「アンケート」と訳している。アンケートの内容はケースバイケースで、JSTでは、研究者側と政府側で確認しながら進めており、内容はカスタマイズされていく。雛形で細かく書きすぎると、運用する上で困ると考えられる。

⇒「アンケート」という文言はJST-TRUSTに倣っているが、もっとわかりやすい表現があればそれに置き替える。

- Questionnaire、質問票という文言でも良いと思うが、最も重要なのは「これにどう答えれば何が起こるのか」という流れが分かることである。
⇒アンケートの雛形の表現は検討したい。意味合いや手続きは別紙3の中で追記する。
- 緊急事態発生時の体制整備について、P.10では「必要」、P.17では「望ましい」とあるため、統一してほしい。
⇒P.17 L.34の表現で、応募時において「望ましい」としたのは、リスクマネジメントを行ってほしいものの、応募段階で必ずしも体制整備が完了している必要があるかは一概に言えないと言う意味合いである。P.10は、実際に流出事案が生じた後の対応について記したものであり、その場合には体制を確認することが「必要である」という趣旨である。
⇒ステージが異なるため、表現を変えており、合理性があると考える。
- P.10の記載における「必要である」が、「整備」にもかかっているように読めてしまうため、「体制を整備することが望ましく」としても良いと思う。意図は理解した。
⇒意図が明確になるように文言は確認する。
- 手順書公開のスケジュールや英訳の手続、どのように周知していくのか、どの範囲の関係者に周知していくのかといった公開レベル等について現段階での考え方を伺いたい。また、重要技術領域を変更する場合の取扱いについて、何らかの留意が必要か伺いたい。
⇒手順書は本日の会議でお認めいただければ、内容が固まり次第、12月のいずれかのタイミングで公表することを考えている。これまで大学・研究開発法人に説明を行ってきたが、手順書の確定後は説明会を開催する予定である。現場に説明することが必要であればそのような機会を設け、手順書の求めるところが誤解なく受け取られるように説明を尽くしていただきたい。また、海外の取組と歩調を合わせて検討しており、国際会議で説明する機会もあるため、必要なパートは英訳し共通理解を図りたい。重要技術領域リストについては、変更になれば本手順書の対象となるプログラムも変更することになる。スケジュールは未確定であるが、見直しは随時実施することになる。
- 国内の外国人研究者も対象となるため、英訳のニュアンスについても専門家を含めて検討し、全体のフィロソフィーまで伝わるように意を用いて実施いただきたい。
⇒委員のご指摘の通り、国内にいる外国籍・日本語を理解できない研究者も対象となるため、政府の責任で英訳することを検討する。
⇒手順書に記載されている重要技術領域リストは、現在、経済安全保障担当室で検討している。CSTIで次期科学技術・イノベーション基本計画の策定に基づいて作られているものと内

容的にはかなり重なったものになると思うが、手順書の P.6 に記載されているのは経済安全保障上の重要技術であり、スケジュールとしては年度内に公表できるようにしたい。

- PI や研究代表機関が行う DD については、P.18 が基本となっており、その内容がチェックリストに反映されている。他にも FA 側が行う DD については P.13 に示されており、ほとんど同様の項目となっている。先ほどの「柔軟に対応可能な手順書にならなければなければならない」という観点からすると、記載されている 12 項目以外の情報が出てくることが想定され、その点に懸念を抱いている。例えば、外国政府や軍事機関との非公開の関係性については、最近関与した例で、ある国家が日本に対し敵対的な声明を出したため、採択を見送るという事例があった。リストに含まれない観点から検討しなければならない場合をどのように扱うかが課題である。追加項目として「資金配分機関が適切と認める条件」などを設ける、あるいは実例に応じて必要と認められる事項を根拠として判断できるようにしておかないと、12 項目で全てが出尽くしているように見えてしまう。例えば、研究者と特定の外国政府・機関との間に非公表の関係があることなど、現場で気付く場合もあるため、そのような追加の項目があれば、その項目をもとに判断することができる。

⇒ご指摘の通りだと思う。「DD が重すぎる」という現場の負担を考慮したが、一方でこれでは足りないというケースがあり、分野によって異なる。「その他 FA が必要と認めるもの」という項目を追加できるようにし、将来的には、必要に応じて具体的な項目の追加も前提に進めたい。

- 共同研究機関がスタートアップ企業等である場合など、図に示されている B 大学の体制については十分に整っているところばかりではない。そのような場合の対応は、現時点では整理が十分ではないように思う。フォローアップの段階では、相手方の所属機関によっては、資本構成の変化等で関係先が変わることが常である。量子や AI はスタートアップが力を持っており、そういうところは特に大学と共同研究しながらやっていきたいという思いが非常に強い。一方でそうした企業ほどシンガポールやインドなどへの海外展開にも非常に積極的である。フォローアップの段階でどこまで相手を追跡できるのか。DD の実施主体は資金配分機関なのか、大学側の責任なのか、その点がまだよく分からぬ。そのような意味では、今後 A 大学から Co-PI が所属するようなスタートアップ企業に対して、こうした変更があった場合に申請をしてもらうフォーマットが用意されていなければ、大学側が DD を追いかけるのは難しいのではないか。

⇒ご懸念はよく分かるが、現段階で「何をするべきか」を全て規定するのは困難である。FA と研究機関が相談しながら動き出すことで一体的に対応することとなり、その結果、FA の責任はより重くなる。実際には、FA が政府と相談しながら DD を研究者、研究機関とともに必要なことを可能な限りやっていくという体制で進め、経験値を積むことでしか対応できないと思う。「FA が研究者と協力して DD を続ける」という記述に留めるのが現実的と考えるが、いかがか。

- スタートアップ企業は管理体制が様々で、常に人材をリクルートしているような会社であり、懸念国から採用することも十分あり得る。走り出した後にどのような変化が生じるのかを事前に決めておかないと不安もあるが、走り出してから FA と相談しながら対応するということで理解した。

⇒現場のみに任せるとではなく、FA が責任をもって現場と協力することが重要であり、その旨

を明記する。

- P10 の冒頭の第一パラグラフでは、「結果として技術流出を防止できなかった場合、研究機関や研究者が責任を負うものではない」とあり、第二パラグラフでは、「意図的な虚偽申告や申告隠しなどが行われた場合には、政府として対応する必要がある」としている。研究者や研究機関に過度な心配を与えないためと理解するが、一方で、悪意のある第三者が、「意図はなかった」と主張する形で、技術を流出させることが想定される。戦略的に曖昧にしているのか。
⇒ 戰略的に曖昧にしているわけではなく、研究者の負担を減らすために、このような書きぶりにした。悪意を持って利用しようとする際には対応しつつ、研究機関側の負担増を避けるにはどうすべきか難しいところである。
- 意図の有無を判断するのは最も難しい。悪意を持った機関は、その点に関しては普通の研究者よりはるかに巧妙であるため、対応が難しい。
⇒ ご指摘の点は重要であり、リテラシー教育のなかで、そのような主体がいること、もしさうした行為に気づいた場合はすぐに対応するべきと、伝えていくしかないと考える。
- そのような対応しかないと思う。手順書はそのままとし、FA と研究機関が情報連携を密に行い早期対応できるよう、別途マニュアルを作成・実施することが現実的であると考える。
⇒ イギリスがそのような形で体制を整備している。我が国にはまだそのような仕組みがないので、政府と研究機関の間で信頼関係を構築し、手順書とは別のストーリーとしてマニュアル等を作成することも重要である。
- 政府の取組、FA、研究機関の取組で、専門性が必要な実務が発生するが、専門人材をどのように確保するのか。国全体としての方針が本手順書案に記載されていないように見受けられるため、今後追記すべきかどうか、ご見解を伺いたい。
⇒ ご認識のとおり、専門人材は圧倒的に不足しており、養成する必要がある。各国では、政府のセキュリティ部門の人材の大学導入などの取組がみられるが、我が国では同様の対応は難しい。人材がいないところから体制を作り上げていく必要があり、養成する必要がある。ただし、それを手順書に記載するかどうかは、別の論点かもしれない。
⇒ P11 の 1-3 に、研究機関・FA に対する支援について記載している。また、令和 6 年度の補正予算で 23 の大学・研究機関等に対して経費を支援しており、一定の人材が育っていくことが考えられる。更に、令和 7 年度補正予算でも、資金配分機関の体制整備のための予算を検討している。一年限りの予算であるため十分ではないが、P11 L.15 に記載の通り、研修教材の作成や研修の実施等、さまざまな研究機関と取組を繋げ、支援を継続していく。
⇒ その箇所に専門人材の確保について記載してはどうか。
⇒ 承知した。
- P8 に研究参画者に「学生を含み」と記載があるが、学生の定義を雇用や契約など、「プログラムに参加する学生」と記載していないと、学生に対して制約を課すことは難しい。多くのプログラムでは、応募段階では「来年配属される大学院生」にとどまり、個人が特定されないことがほとんどである。
⇒ 雇用関係がない学生は参画させないと明記しておくべきか。

⇒学生については、雇用関係の有無にかかわらず、研究に参画するのであれば DD の対象として想定している。その上で、P21 L.13「3-4 リスク軽減措置」の箇所に、「（研究参画者が学生の場合などにおいて）雇用関係を持つことによるガバナンスの強化」を記載している。

⇒大学において、研究に係る学生全員と契約を結ぶことは可能か。

- プログラムの性格によるが、参画者に誓約書を提出してもらうことは、DD の前段階に位置づけられる。職員は職務規定に基づく制約が課されるが、学生については全ての行動に誓約を求めるることは現実的ではなく、秘密保持の誓約のみを取ることも通常ないため、プログラムにおいて契約があって初めて誓約がとれる。そうした線引きを明確にしておかないと、誰に対して DD を行うべきか判断が難しい。

⇒その通りである。プログラムに関わる全員なのか、一部なのか、という問題である。
- 実例として、JST のプログラムに参画する際は、雇用関係がない学生からも総長宛の誓約書を取っている。大学と相談し、「こういう形であれば可能である」という話をした上で、一定の根拠を持って実施している。
- 募集要綱に記載し、手順書には「要綱に従うように」と記載する形でも良いと思う。

⇒要綱に書くことで実際には対応できる。
- 関わる学生全員について、リスト化するのは難しいと考える。
- 関わる前に一言連絡するようにと JST から求められており、おそらく事前に参画者リストを作成しなければならないという話だと思う。実際に関わる段階では、誓約書を提出してもらい、研究者として登録することになると考える。

⇒新しく参画者が追加される場合は、その都度 DD を行っていただきたい旨を、別の箇所に記載している。提出の時点で参画者が決まっていない場合は、決まり次第その都度 DD の結果を報告していただく。

⇒手順書は、「この研究に関わる学生には誓約書を提出させる」と定めており、その後段で「契約があつた方が望ましい」という構造になっていると理解してよいか。

⇒研究に関与する学生は研究参画者として DD を行う。リスクがあるのであれば、P.21 の L.3、学生の場合などにおいては雇用関係を結んでいただき、リスクを軽減する。研究者が追加される場合は、P.21 の L.21 に記載のとおり、その方について改めて DD を実施する必要があり、P.8 の原則に戻って DD を行う。

⇒関わる学生には全員に対して DD を行い、リスクがある場合はリスク軽減措置を講じる、という構造と理解した。
- ただし、リスト化にあたっては判断に迷う場合もある。P.8 L.11 に、どのようにリストアップすべきかについて注釈を付す必要があると思う。

⇒誓約書を出すことについては、プログラムの実施要項等に記載するということでよろしいか。
- その方が明確になると思う。

⇒本手順書としては、「関わる学生については DD を行い、リスクがある場合はリスク軽減策を講じる。追加参画者については新たに DD を行う」という整理とさせていただく。

クロージング

本日いただいたご意見は議論の中で解決できたと思う。委員の間で、本日の議論をベースにした方向性について大きな異論はないと受け止めている。本日の議論をもとに、変更点は座長一任という形で預かり、最終案を作成するといたいが、よろしいか。特に異論がないようなので、そのような形で本会議の報告書としてとりまとめさせていただく。

本有識者会議は今回で終了となるが、プログラムの公募要領・実施要領にどのように書き込むかと密接に関わっていることが、最後の議論でクリアになった。また、手順書は実施していく中で、必要に応じて改定していかなければならない。委員の皆様にはこれからも様々な形でご支援いただくことになると思われ、引き続きよろしくお願ひしたい。

（3）閉会挨拶

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局事務局長の濱野です。本会議は、研究活動の国際化・オープン化が進む中、研究の不正流用や技術流出といったリスクへの対応が、経済安全保障上の喫緊の課題であるとの認識のもと、本年4月に立ち上げたのですが、今回をもって取りまとめていただくということで、この場をお借りして、一言御挨拶申し上げます。座長をはじめ、委員の皆様には、これまで精力的に御議論いただき、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の策定に向け、重要な御知見御助力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。今般の手順書の策定は、我が国の研究環境を健全かつ安全に維持するための重要な一歩となるものです。今後、関係省庁と連携しつつ、令和8年4月の運用開始に向けまして、具体的な取組を進めてまいります。最後になりますが、我が国の科学技術・イノベーションの発展に向け、引き続き、皆様の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げ、私からの御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

以上